

第7章

施策の推進体制等

第1節 子供・若者に関する実態等の把握、知見の集積と共有（内閣府、厚生労働省、法務省）

社会全体で子供・若者育成支援のための取組が適切に推進されるようにするためには、子供や若者の実態や意識を把握し、広く国民の間で事実認識を共有することが重要である。

内閣府は、子供や若者に関する調査研究を実施しており、これまでの調査研究の結果については、広く国民の間で積極的に活用されるようホームページ¹などで公開している。

また、子供や若者が積極的に意見を述べる機会を作り、その社会参加の意識を高めることを目的として「青少年意見募集事業」を実施し、インターネットを利用して全国で募集した中学生から30歳未満の「ユース特命報告員」に対して意見を求めている。平成30（2018）年度は、約300名の報告員に対し、関係省庁の協力の下、「子供の性被害防止対策について」（警察庁）、「子供や若者へ向けた、食品安全に係る情報発信について」（農林水産省）、「若い世代の困りごとの相談先と法テラスについて」、「『子どもの人権SOSミニレター』について」（法務省）、「子供・若者の生活文化や国民娯楽に対する意識について」（文化庁）の5つのテーマについて意見募集を実施した。

厚生労働省は、厚生労働科学研究費補助金により、子供・若者やその保護者に関する調査研究を推進している。

法務省の法務総合研究所は、平成29（2017）年度に、「青少年の立ち直り（デシスタンス）に関する研究」を研究部報告として公表した²。

第2節 広報啓発等

1 広報啓発・情報提供等

(1) 子供・若者育成支援強調月間（内閣府）

内閣府は、子供・若者育成支援に関する国民運動の一層の充実や定着を図ることを目的として、昭和53（1978）年から、毎年11月を「子供・若者育成支援強調月間」³と定め、関係府省、地方公共団体、関係団体とともに、諸事業、諸活動を集中的に実施している（第7-1図）。平成30（2018）年度は、「支えよう 輝くひとの 夢みらい」をスローガンに掲げ、以下の5点を重要事項として取り組んだ。

- ・若者の社会的自立支援の促進
- ・子供を犯罪や有害環境等から守るための取組の推進
- ・児童虐待の予防と対応
- ・子供の貧困対策の推進
- ・生活習慣の見直しと家庭への支援

月間中、関係府省や地方公共団体、関係団体において、各種行事や広報啓発活動が行われた。

(2) 子供と家族・若者応援団表彰、未来をつくる若者・オブ・ザ・イヤー等（内閣府）

内閣府は、子供や若者を育成支援する活動などにおいて顕著な功績があった個人、団体、企業に対し

1 <https://www8.cao.go.jp/youth/kenkyu.htm>

2 http://www.moj.go.jp/housouken/housouken03_00096.html

3 昭和53年度から平成21年度までは、「全国青少年健全育成強調月間」として実施してきたが、平成22年度からは「子ども・若者育成支援推進法」の施行を踏まえ、名称を「子供・若者育成支援強調月間」と変更した。<https://www8.cao.go.jp/youth/ikusei/index.html>